

4-11 保有山林面積規模別林業経営体数

(令和 2年 2月 1日)

総数	規 模 別 経 営 体 数									
	保有山林 なし	3ha未満	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 100	100～ 500	500 ha 以 上
7	-	-	5	-	1	-	-	-	1	-

資料：農林業センサス・山口県統計年鑑

注) 保有山林とは、林業経営体が、権原に基づいて育林又は伐採を行うことができる山林のことで、所有山林のうち貸し付けている山林を除いた残りに、借り入れている山林を加えたもの。